

東日本大震災後の今、 企業が取り組むべきこと

Q 今回の震災によって、事務所と倉庫に被害がありました。また取引先も被害を受けていて、今後、売上の減少が予想されます。先行きが見えない中で、どのような取り組みが必要でしょうか。

A このたびの、東日本大震災（東北方太平洋沖地震）で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。またお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

自社の実態を正しく把握する

平成二十三年三月十一日に東日本をおそった震災は、地震と津波による被害に加えて原発事故も発生し、わが国に不安と緊張をもたらしています。

「今後、自社の収益を回復することができらるだろうか？」

震災が中小企業の経営に与える影響が

懸念されていますが、ここは三現主義（現場・現物・現実）で状況を正しくとらえることが肝要です。

先行きは確かに不確実、不透明ですが、それを感覚的に受け止めるのではなく、情報を収集し、数値など客観性のある資料を作成してみることで、いま自分が抱えている不安の身を可視化して対策を検討できるようにします。

お客さまと商品の現状はどうなっているでしょうか？

まずは、取引先（顧客、仕入先）の被災状況など情報収集に努める必要があります。また直接の取引先だけでなく、自社の販路を構成する販売関与者（川上から川下）にも目を向けてみましょう。販売関与者の動向などについても情報収集しておきます。

そして集めた情報をもとにして、現在の事業環境を前提とした場合に、このまま何も手を打たなければ、売上がどのようか推移するかを大ざっぱでも構いませるので数値で把握します。

現実を直視し、それに向き合うことは大変難しく、苦痛すら伴うことです。すぐ改善策を検討したくなるのですが、この段階では実態を正しく把握することに焦点を絞ります。

次に、自社の損益状況について検討するために、原価や経費を変動費（売上高に伴って増減する費用、売上原価や材料費、外注費等）と固定費（売上高が変化しても増減しない費用、人件費、諸経費）に区分します。（下記1）

【変動損益計算図表】

売上費	変動費	製造変動費
		販売変動費
限界利益	固定費	製造固定費
		販売固定費
		営業外収益 (-)
		営業外費用 (+)
		経常利益

【1】
売上高 - 変動費 = 限界利益
限界利益 - 固定費 = 経常利益

【2】
限界利益 = 固定費
…収支トントン
限界利益 > 固定費…黒字
限界利益 < 固定費…赤字

限界利益と固定費がイコールになる時の売上高のことを損益分岐点売上高といいます。（下記3）
これが儲けと損失を知る基本式になります。損益状況の予測は複数のケースでシミュレーションしておくといでしょう。

【3】
損益分岐点売上高 = 固定費 ÷ 限界利益率
(限界利益率 = 限界利益 ÷ 売上高)

次に、今後半年から一年間の資金繰り表を作成します。

資金繰り表とは、一定期間の資金の動きを収入（入ってくるお金）と支出（出て行くお金）に分けて、収支の過不足がわかるように一覧表にしたものです。日、月、年といった一定の期間内で資金の動きを把握するために作成します。（下記4）

【4】
前月繰越の現金残高 + 当月収入 - 当月支出 = 翌月繰越の現金残高

これが資金繰りの基本式になります。

これを一歩進めてここでは6区分の資金繰り表をご紹介します。（下記5）

基本式に加えて、財務収支（手形割引、借入金、借入金返済）によって、営業活動とは異なる資金の調達と借入金の返済などの財務活動がわかるようになっていきます。

【5】
前月繰越 (A) 営業収入 (B) 営業支出 (C)
差引過不足 (D) = (A) + (B) - (C)
財務収支 (E)
翌月繰越 (F) = (D) ± (E)

では、先に検討した「売上予測」と「損益予測」に基づいて、早速、資金繰り表を作成してみましよう。

作成した資金繰り表によって、何がわかるでしょうか？

- 当面の資金繰りに問題はないか
- 資金が不足するとしたらいつか
- いくら資金が不足するか

が把握できるようになります。

もし途中で資金が不足するとしても、前もってわかっていたればさまざまな対策を打つことができます。

災害関連融資制度の活用

今回の震災で被災した企業や事業環境が悪化した企業に対して、政府系金融機関や民間金融機関は低利の災害復旧貸付などを用意しています。資金使途や必要借入額を明確にした上で申し込みを検討するようにします。

ご参考までに、災害関連融資制度をご紹介します。

① 災害復旧貸付

日本政策金融公庫（災害復旧貸付）

商工中金（災害復旧貸付）

対象は、事業所等の主な事業用資産が災害で倒壊・火災等の被害を受けた直接被害者と、その直接被害者と取引依存度が一定以上の間接被害者。事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度。

② セーフティネット貸付

日本政策金融公庫（経営環境変化資金）

対象は、災害の被害者に限らず、業績が悪化している事業者。経営基盤強化に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度。

③ マル経融資

日本政策金融公庫（小規模事業者経営改善資金）

対象は商工会議所の経営指導を受けている事業所。災害の被害者に限らず、小規模事業者に無担保・無保証で融資する制度。

④ その他

宮城県融資制度（災害復旧対策資金）、仙台市融資制度（災害対応経済変動対策資金）、信用保証協会（災害関係保証、セーフティネット保証（5号））、小規模企業共済（災害時貸付）などがあります。

今後の改善策を検討する

借入金がある場合は、経常利益に減価償却費を加算した金額が返済額を上回っていれば返済することができますが、そうでないとしたら返済することは難しくなります。

先の基本式をもとに検討すれば、返済原資となる経常利益は、

① 売上高を増やす

② 固定費を減らす

③ 限界利益率を上げる（変動費率を下げる）

の三つの施策によって改善できます。しかし震災に見舞われている状況では、

売上拡大による収益回復は容易ではありませんから、自社がコントロールできる②を中心に検討します。震災によって売上が減って、限界利益で固定費をまかなうことができない場合は、資金が流出している状況にまず歯止めをかけることが必要です。経費の一つひとつを見直します。ただし一律カットはおすすめしません。会社にとって何が必要で何が必要でないかを吟味します。そしてできるだけ早く企業の体力を回復させます。

また、既存の借入金の返済が苦しいとしたら、取引先金融機関に返済猶予などの条件変更の要請も検討しなければなりません。その場合には、現在の事業概況や今期や来期の取り組みを説明できるように資料（経営改善計画書等）にまとめおきます。

そして経営改善計画書を必要としているのは、金融機関だけではありません。

体力回復までの道筋を知りたいのは従業員の方々です。ゴールを知らされないマラソンは走り続けることはできません。ただ走ることを命じても途中で息切れをおこしてしまいます。走る前に、ゴール地点と道筋が示してあるからこそ、その達成に向けて走り続ける（頑張る）ことができるのです。

改善方針を決定したら、経営者の言葉でその内容を社員に説明します。社員の協力あってこそその経営改善の実現です。

経営基盤の強化を図る時

今回の震災による被害は甚大であり、中小企業が直面している事業環境は大変厳しい状態です。しかし、かつてないほどに事業環境が大転換するような事態に直面したということは、逆に考えれば、これまでの価値観や仕組みなどがゼロベースで見直される時と考えることもできます。

先ほど、震災に見舞われている状況で収益回復は容易ではないと述べましたが、収益回復策なくして本質的な改善にはなりません。資金のめどがついたら、資金によって生み出された時間を使って、新たな戦略を構築して経営基盤の強化を検討しておく必要があります。

今が正に、企業がこの難局を乗り越えて、原状回復というよりは、それ以上の企業として復活するための時期と位置づけはいかがでしょうか？

今回は基本的な考え方について述べましたが、企業が有する資源や背景によって、取るべき施策は異なります。

ご希望があれば、企業の状態をお聞きしながら具体的なアドバイスを行います。まずは商工会議所の無料経営相談をご利用ください。

回答

大場コンサルティングオフィス

経営コンサルタント・中小企業診断士

大場 宣英 氏

各種税務の取扱いQ&A

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

以下では東日本大震災の発生を受けて発動された税制上（主に所得税、法人税、消費税）の特例措置について説明します。

※掲載内容は平成二十三年四月二十六日現在の情報をもとに作成しており、今後変更になる可能性がありますのでご了承願います。

災害により被害を受けた場合には、申告・納税等について以下のような特例があります。

- 1 災害により申告・納税等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から二カ月以内の範囲でその期限が延長されます。
- 2 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- 3 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、①確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による

方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（または徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

4 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、または適用を受けることが必要なくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、または適用をやめることができます。

（災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行った場合に消費税の還付を受けるため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます）

次に個人が災害を受けた場合に
ついて質問形式でご説明します。

Q1 災害による車両の損失は、雑損控除の対象になりますか。

A1 一般的に通勤等に使用される車両等生活に通常必要なものと認められるものについては、雑損控除の対象となります。

なお、車両を事業の用に供しており、案分計算等により減価償却費の一部を事業所得の必要経費に算入している場合には、事業用部分に係る損失の金額は、雑損控除の対象となりません（簿価を基として計算した損失の金額が事業所得の必要経費に参入されます。）

Q2 店舗併用住宅（二階店舗・二階住宅）が災害により倒壊しました。この場合、建物全体を雑損控除の対象としてよいでしょうか。

A2 住宅部分に係る損失については、雑損控除の対象となりますが、店舗部分に係る損失については、事業所得の金額の計算上必要経費に算入します。

Q3 白色申告者で、災害により事業用固定資産に損害が生じましたが、時価が分からないのですが、どのような損失の金額を計算すればよいでしょうか。

A3 事業用の固定資産については、下記の算式によって資産損失額

を算定して、これを必要経費に算入することになります。

【算式】
損失額＝被害直前の帳簿価額－
被害直後の資産の価額（時価）
および発生資材（廃材等）の価額－
保険金・損害賠償金等

Q4 事業の用に供していた工場が、半壊しました。この場合に被災事業用資産の損失（資産損失）は、どのように計算すればよいでしょうか。

A4 事業用固定資産の資産損失は、災害等被害があった日の属する年分の必要経費に算入されることになり、その年に引ききれない場合には、翌年以降三年間にわたり繰り越すことができます。（五年間に延長の予定）

ところで、全壊であれば、被害直前の未償却残高の全額を損失額として算入すればよいのですが、半壊であったり、一部損壊であった場合には、被災直後の時価の算定が困難な場合が多くなります。このような場合には、損失額の合理的な算定方式で用いられる被害割合表を準用し、被害直前の帳簿価額にその被害割合を乗じたものをその損失額として計算して差し支えありません。

Q5 今回の地震により、居住用家屋が倒壊してしまいました。その居住用家屋の敷地を売却する場合には、居住用財産の特別控除を適用することができますか。

A5 災害により滅失した居住用家屋の敷地の譲渡については、災害のあった日以後三年を経過する日の属する十二月三十一日までに行われている場合には、居住用財産の譲渡所得の特別控除を適用することができます。

この場合には、災害により滅失した日以後その敷地をどのような用途に使っていても、この特例の適用が受けられます。

Q6 先の震災後、友人、知人および勤務先から見舞金を受取りましたが、この見舞金は申告の必要がありますか。

A6 個人が、個人または法人から見舞金や義援金を受取った場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては贈与税および所得税の課税の対象とはなりません。

Q7 災害により帳簿書類がなくなっただけのように行えばよいでしょうか。

A7 所得税法上、事業所得の金額は、その年分の総収入金額から必要経費を差し引いて計算することとされており、その計算は原則として記帳記録等に基づいて行うこととされていますが、災害により帳簿書類を喪失し、所得計算ができないなどやむを得ない場合には、その前年の所得金額を参考にすると、取引先に取引内容を照会するなどの合理的な方法により所得計算を行うこととなります。

最後に法人の場合について説明します。

Q8 災害により滅失・損壊した資産等の取り扱いについてはどのようにするのがいいですか？

A8 法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失または費用が生じたときには、その損失または費用の額は損金の額に算入されます。

- ①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失または損壊した場合の損失の額
- ②損壊した資産の取り壊しまたは除去のための費用の額
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用の額

Q9 復旧のために支出する費用の取り扱いは？

A9 法人が、災害により被害を受けた固定資産（以下「被災資産」といいます）について支出する費用の取り扱いについては、次のとおりとなります。

- ①被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために補強工事、排水または土砂崩

れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。

③被災資産について支出する費用（①または②に該当するものを除きます）の額のうち、資本的支出か修繕費が明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

Q10 従業員等に支給する災害見舞金品の取り扱いは？

A10 法人が、災害により被害を受けた従業員等またはその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請け先の従業員等またはその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます。

Q11 取引先に対する災害見舞金等についての取り扱いは？

A11 法人が被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

Q12 取引先に対する売掛金等の免除等についての取り扱いは？

A12 法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄付金または交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。

Q13 自社製品等の被災者に対する提供の取り扱いは？

A13 法人が、不特定または多数の被災者を救済するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄付金または交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として損金の額に算入されます。

Q14 災害による損失金の繰り越しはどのようなのですか？

A14 法人の各事業年度開始の前日七年内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係るもの（災害損失欠損金額）がある場合には、その事業年度が青色申告書を提出しなかった事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その各事業年度において損金の額に算入されます。

回答 米田会計事務所
税理士 米田 正美 氏

法的問題Q&A

このたびの東日本大震災で被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

未曾有の大震災から二カ月弱が経過し、被災者支援や復興支援の制度は徐々に具体化しつつあるところではございますが、震災を契機とした法的なトラブルも多く生じています。

以下では、震災後の主な法的問題についてのQ&Aを掲載いたしますが、紙面の関係でごく一部しか取り上げられませんが、お困りになった場合には、弁護士等の専門家に意見を求めることをお勧めいたします。

従業員等の生活支援・保険等に関する問題

Q1 従業員の家族が津波で亡くなりました。何か生活における手当があるのでしょうか。

A1 ご家族が亡くなられた場合、ご遺族には、「災害弔慰金」といった公的な給付があり、最大五〇〇万円が支給されます。また、亡くなられた方が生命保険等に加入していれば、指定された受取人に保険金が支払われます。

※保険については、保険会社の約款の内容にもよりますので、まずは各保険会社

にお問い合わせ下さい。(災害地域生保契約照会センター) 0120-001-731(平日午前九時～午後五時)

Q2 今回の震災で従業員が亡くなり相続が発生するようです。相続に当たって従業員の家族が注意すべきことはありますか。

A2 相続では、プラスの財産も引き継がれます。亡くなられた方に借金があった場合には、家庭裁判所で相続放棄の手続きをすることも検討すべきです。また、相続放棄ができるのは、通常、自己のために相続の開始があったことを知った時から三カ月に限られます。亡くなられた方の財産状況が分からない場合には、慎重に判断するためにも、相続放棄をすることが出来る期間を延ばす手続きをとることも検討すべきです。

Q3 従業員の自宅が壊れました。給付金などはあるのでしょうか。

A3 被災者生活再建支援制度で、自宅や借家の被害の程度などに応じて最大三〇〇万円の公的な支給があります。

また、地震保険に入っていれば保険金が支払われる場合があります(Q10参照)

Q4 従業員が自身の借金で悩んでいます。どうしたらよいのでしょうか。

A4 震災のため、休業を命じたり、減給を余儀なくされている会社もあり、それが従業員の住宅ローンやその他の借金の返済に影響している例が多数見受けられます。住宅ローンについては、柔軟に対応している金融機関が多いようですし、任意整理、民事再生、自己破産などの救済制度もありますので、経営者としても配慮すべきでしょう。

事業所等に関する問題

Q5 一部損壊の場合には、修繕をオーナーに要求することができないのでしょうか。修理してくれない場合、賃料減額を求めることはできますか。

A5 必要な修繕であり、修繕可能であれば、修理を賃貸人に要求することができると思われます。修繕してくれないのであれば、使用収益できない割合に応じて賃料の一部支払いを拒むことができます。

Q6 一部損壊なのに、ビルのオーナーから、「建て直すから立ち退いて欲しい」と言われています。立ち退かなくては行けませんか。

A6 修繕が可能で、かつ過大な修繕費用がかからない場合には、立ち退く必要はありません。しかし、立ち退かなければならぬかどうかについては、建物の損壊の程度、修繕に要する費用と

修繕によって延びる耐用年数、立ち退きによって受ける借主の不利益、立退料の支払いの有無やその金額など、さまざまな事情を総合して判断されることとなりますので、立退料のことも含めて、話し合いをされることをお勧めします。話し合いがまとまらない場合には、中立的な第三者を交えて話し合いをする簡易裁判所の民事調停や仙台弁護士会の紛争解決支援センター(ADR 0222-223-1005)の活用もご検討下さい。

Q7 テナントが地震で一部損壊したことから、オーナーに修理をしてもらうことになったのですが、修理の期間中一時建物を明け渡せと言われてしまいます。応じなければならないのでしょうか。

A7 修理は賃貸人の義務であると同時に、修理に必要な範囲で、一時退去に応じる必要があります。一時退去時の費用は原則として賃借人が負担することになりますが、その間の賃料を支払う必要はありません。

Q8 地震でテナントが一部損壊してしまいました。契約書の中に、賃借人がすべて修繕するという特約があるのですが、大地震が原因でも賃借人が修繕する必要があるのでしょか。

A8 特約自体は有効と思われませんが、天災による修繕は賃借人が負担する修繕義務の範囲に含まれないという考え方も有力です。このような場合はオー

ナーとの交渉により解決するのが望ましいでしょう。

Q9 事務所の看板が倒れて、隣家の壁を壊してしまいました。賠償しなければならぬでしょうか。

A9 看板の設置に瑕疵（通常備えるべき安全性を欠いていること）があれば原則として賠償責任を負わなければなりません。その場合であっても、今回の震災では「不可抗力」として、賠償責任が生じないとされる場合が多いと思われま。

Q10 会社が所有している賃貸マンションが地震で損傷を受けました。地震保険では、どのような場合に保険金が支払われるのでしょうか。

A10 地震保険は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するものです。

地震保険については保険会社に事故報告を行うと保険会社または保険会社から委託された損害保険鑑定人が現地調査に来ます。そして、損害保険会社共通の査定シート（鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造それぞれ異なります。）を用いて、損傷の査定を行い、「全損」「半損」「一部損」「無責」の判定を行います。「全損」の場合は保険金額の満額（ただし、火災事故における保険金額とは異なります。）、「半損」の場合は50%、「一部損」の場合は5%の保険金が支払われます。しかし、多くの

場合、査定シートにおけるチェック項目や判定の理由は告げられません。そのため、基礎や壁などに大きな損傷があっても「無責」と判定されるなど、判定の結果に納得できない事例が発生しております。また、建物が事実上、使用不可能な状態であるにもかかわらず、「全損」の判定がなされない場合もあり得ます。そのため、保険会社の判定に不満がある場合には、弁護士や建築士などの専門家に相談することも考えられます。当法律事務所では、初回から一級建築士との同席の上での地震保険に関する相談窓口を設置しております。

取引に関する問題

Q11 ある商品を購入する契約をしていましたが、受領前に、売り主側の会社の倉庫が津波で流され、商品がダメになったと言われました。支払いをしないといけないのでしょうか。

A11 このような場合、支払義務は継続することが原則ですが、通常の取引においては、商品の受領または代金支払前の商品の滅失であれば支払義務を免れるという特約が付されていることが一般的です。契約書を確認して下さい。

Q12 修理のために預けていた車が津波で流されたのですが、賠償してもらえないのでしょうか。

A12 「不可抗力」の可能性が高く、修理業者の保管責任を問題にしても

賠償を求めることは困難と思われま。

Q13 地震のため取引先の入金がなく手形（小切手）のための当座預金が枯渇しました。救われる方法がありませんか。

A13 不渡処分を猶予する制度がありま。すから、これを最大限利用して、最終的に不渡処分・銀行取引停止処分を受けないようにする努力ができます。手形や小切手の取り扱いについては震災に伴う各種の特別措置がありますから、銀行等の金融機関に問い合わせるのによいでしょう。

Q14 リース物件が津波で流されたのですが、リース料は支払わなければならないま。

A14 リース物件の滅失・毀損の場合、通常、特約でユーザー側が規定損害金を支払うとされているので、規定損害金（＝リース料）を支払わなければならないのが原則です。ただし、リース業者側で保険を掛けてリスク分散をしている場合もあり、損害が軽減される可能性もあるま。まずはリース業者へ連絡をしてください。

会社債務の処理に関する問題

Q15 借入れが相当額ありますが、津波で本社が全壊してしまい、取引先も営業を停止しているところが多く、再建の見通しが立ちません。このような状態で債務を返済することは困難です。

どうしたらよいですか。

A15 借入先金融機関が救済措置を設けた場合、これを受けることも考えられます。また、今後、金融機関からの融資を受けられたり、公的な助成が設けられる可能性もあります。当面は、交渉等により借入先に対する支払いを猶予してもらい再建を模索すべきでしょう。しかし、返済の見通しや資金繰り目途が全く立たない場合には、やむを得ず倒産を選択せざるを得ない場合もあります。倒産手続には、清算型（破産手続が代表的）と再建型（民事再生手続が代表的）の二つの方向性があります。

破産手続は、現存する会社の財産を債権者らに配当し、会社を清算する手続であり、廃業を意味します。破産手続は、会社自身が決断する（自己破産）ほか、債権者からも申し立てることがありますが、今回の地震は「特定非常災害」に指定されたため、債権者の申立てによる破産については、二〇一三年三月十日までの二年間、裁判所は破産手続開始決定をしないことになりました。債権者からの破産申立てを抑止し、会社の再建を支援する趣旨です。

また、債務さえ圧縮すれば、今後も営業が継続可能な場合には、民事再生手続を利用して、債務を圧縮し、計画的に弁済していくことで、会社を存続させることも可能な場合があります。

回答 弁護士法人植松法律事務所
代表弁護士 植松 悟 氏
弁護士 亀山愛子 氏（女性会所属）
弁護士 須藤雅人 氏（青年部所属）